

只木ゼミ 後期 第八問弁護レジュメ

文責：2班

一．反対尋問

- ・判例は学説の(論点1・2・3)どの立場であると考えているのか。
- ・抽象的危険の定義をどのように考えているのか。
- ・3、刑事政策をどのようなものと考えているのか。
- ・3、有毒ガスとは具体的にはどのようなものか。

二．立論

・学説の検討

1. まず、建造物の性質の判断基準について、放火罪は危険犯であるので、延焼の可能性がない建物には純粋な危険は認められないので、延焼の可能性を要求しないA説は妥当ではない。
また、延焼の可能性から建造物の一体性を判断するB説は、構造上明らかに1個の建物と見ることができない建物をも被放火建物と一体として扱われてしまう危険があり、妥当でない。
そこで、延焼の可能性を判断し、物理的一体性・機能的一体性によって、実質的にも一体としてみることが出来る建造物を放火罪の客体とするC説が妥当である。
2. 次に、焼損の意義については検察と同じ、P説(独立燃焼継続説)を採用する。
3. そして、目的物が耐火性建造物の場合の判断基準についてであるが、放火の純粋な危険が認められるのは、やはり、火が独立して燃焼を継続できる状態にある場合であるので、燃焼を不要とする、Z説(燃焼不要説)、燃焼・延焼の概念を修正するY説(修正説)は妥当でない。
よって、耐火性建物であっても、燃焼を要求するX説が妥当である。

・本問の検討

1. まず、本問において甲が、H外科医院に侵入し、手さげ金庫から検査料内訳書の入った封筒を窃取した行為につき、住居侵入罪(130条前段)及び、窃盗罪(235条)が成立する。
2. 次に、甲が書類等に火をつけH医院の受付室内や天井、床等を焦げさせた行為は何罪にあたるか。
 - (1) まず、非現住区間であるH医院と現住区間であるマンション部分との間には、当該建物が耐火性建物であることから、延焼の可能性は認められず、非現住区間と現住区間の一体性は認められない。
 - (2) 次に、非現住区間に火をつけたとしても、甲がつけた火は、独立して燃焼を継続することはなく、H医院の受付室内や天井、床等を焦げさせたに止まっているので、焼損したとはいえない。
 - (3) よって、H医院の受付室内や天井、床等を焦げさせた行為は、非現住建造物放火未遂罪(43条、112条、109条1項)にあたる。
3. 以上より、甲には、住居侵入罪(130条前段)、窃盗罪(235条)、非現住建造物放火未遂罪(43条、112条、109条1項)が成立し、前二罪は牽連犯(54条1項後段)となり、非現住建造物放火未遂罪とは併合罪(45条)となる。

以上